

第4号様式（第5条の3第2項関係）

（表面）

（裏面）

会 員 証 氏 名 生 年 月 日 登 録 番 号 第 号 会 員 番 号 第 号 入 会 年 月 日 事 務 所 上記の者は本会会員であることを証する （発行日から5年間有効） 神奈川県行政書士会会長	注 意 事 項 1 この会員証は常に携帯し、他人に貸与又は譲渡してはならない。 2 この会員証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。 3 新たに会員証の再交付を受けたとき又は行政書士の資格を失ったときは、速やかに本証を返還しなければならない。
---	--

第5号様式（第5条の3第2項関係）

（表面）

（裏面）

法 人 会 員 証 法人名称 成立年月日 平成 年 月 日 法人番号 第 号 入会年月日 平成 年 月 日 会員番号 第 号 主たる事務所 従たる事務所 上記の者は本会会員であることを証明する 平成 年 月 日発行 （平成 年 月 日まで有効） 神奈川県行政書士会会長	注 意 事 項 1 本証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。 2 神奈川県行政書士会の会員の身分を失ったとき、また更新の時は、本証を直ちに返還しなければならない。
--	---